

くるみの文化財

平成 8 年 3 月
第 12 号
東久留米市教育委員会

大名 “米津家” と東久留米

江戸時代の東久留米市域は、数人の旗本知行地、浄牧院の寺領、幕府の直轄領からなっていました。この旗本の中に、後に大名に出世した米津家がいます。注目されるのは、米津家が市内旧前沢村に菩提寺を建立し、継続的歴代墓所を設けたことです。この米津家墓所は、武家墓所の面影を良好に残した多摩地域で唯一の大名墓所であり、昭和56年に市の史跡に指定され、平成8年3月には「久喜藩主・長瀬藩主米津家墓所」として、都の史跡に指定されています。今回はこの米津家および米津家墓所と東久留米についてご紹介します。

大名 “米津家” について

米津家は、文化9年(1812)成立の徳川幕府編纂「寛政重修諸家譜」によると、三河国碧海郡米津村(現愛知県西尾市)出身の代々徳川家に仕える三河武士です。東久留米と係わる分家した初代米津田政は、戦国末期をよく家康に仕え、家康の関東入国後の慶長9年(1604)には江戸町奉行(南)を勤め、5000石の大旗本として知行地を賜わっています。そして、田政の跡を継いだ二代田盛の時、寛文6年(1666)大阪定番に抜擢されて1万石を加増され、「旗本」から“大名”に列せられます。しかし“大名”でも僅か1万5000石の零細大名で、知行地も東久留米の門前村などをはじめとして、各地に散在(知行地分散制)していました。また城をもたない無城主大名であり、江戸屋敷の他は本拠地に陣屋を置く程度であったようです。

その後、知行地は三代政武と四代政矩の時に弟に分知を行ったため最終的には1万1000石に減り、本拠地も三代政武の時に久喜(埼玉県)に、七代通政の時に長瀬(山形県)に移ります。また版籍奉還以降は大綱(千葉県)や竜ヶ崎(茨城県)に移り、十一代政敏で廃藩置県を迎えていました。

米津寺

米津寺は正式名称が圓通山米津禪寺、臨済宗妙心寺派の寺院です。萬治2年(1659)、開山を大愚、開基を二代米津田盛とし米津家の菩提寺として建立されました。残念ながら明治22年(1889)の火災で殆どが消失、詳細を知ることが出来ません。しかし文政11年(1828)成立の『新編武藏國風土記稿』によれば、以前は境内2000坪、本尊木造釈迦如来座像を安置する本堂・開基田盛ら二体の木像を安置する御影堂・鐘楼・楼門を構えた堂々たる武家寺だったようです。最近まで一般の檀家を持たなかった事からも、武家の菩提寺として市内の寺院の中でも特殊な存在であった事が伺われます。なお火災で唯一残った江戸時代後期作の楼門は武藏國分寺の山門として移築、昭和52年に国分寺市の重要文化財に指定されています。



▲ 米津寺(市内幸町4-2-40)

米津家墓所

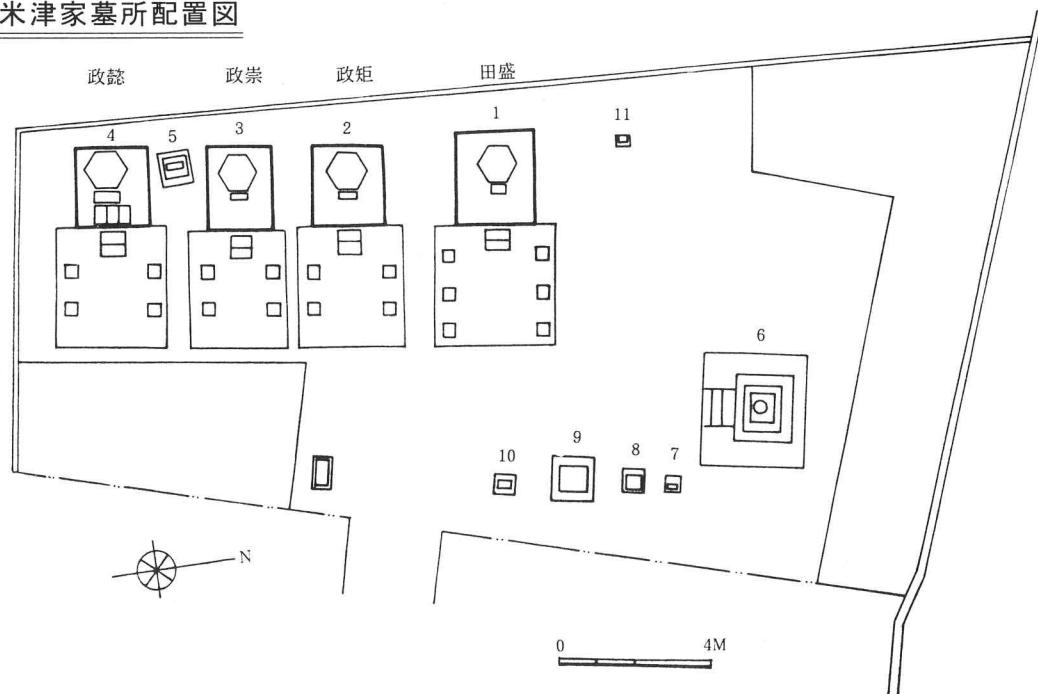
米津家墓所は、米津寺の本堂裏手に位置し、二代田盛・四代政矩・六代政崇・八代政懿の四代と、正室や子女など親族の墓標および供養塔があります。

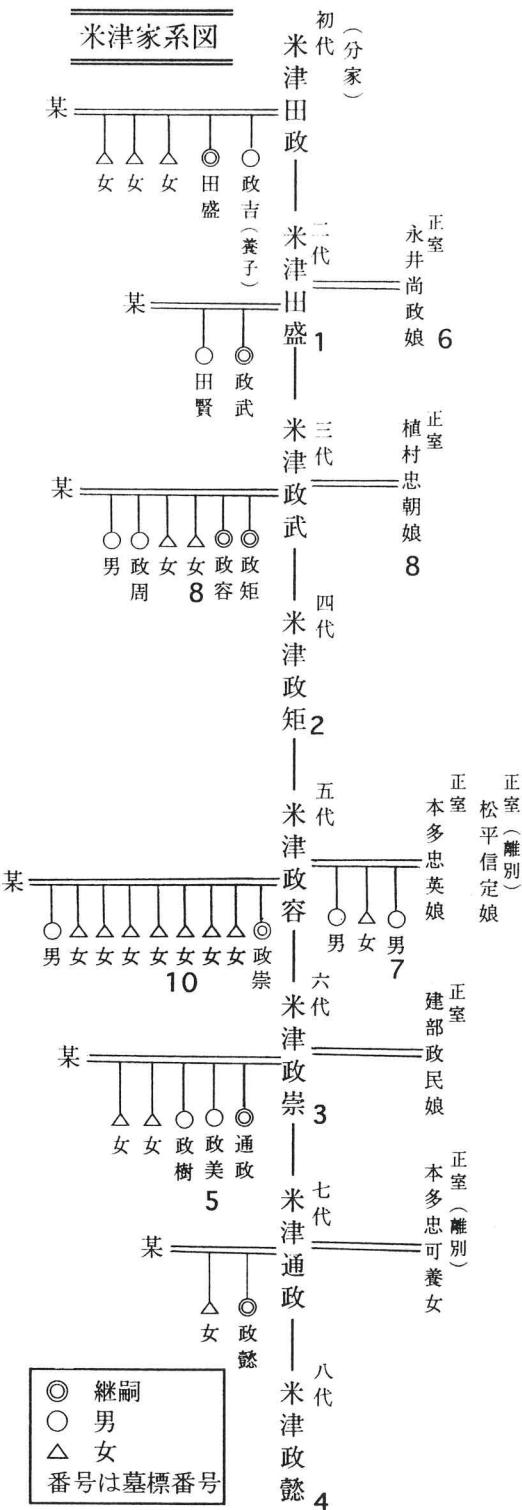
四代の墓標群は東を向いて北から南へ順番に並んでいます。墓標の型式は「笠付六角塔身型」とでもいうべき、大名の墓標としては他に例を見ないものです。墓標の規模は先代に敬意を表してか、代をおうごとに僅かづつですが小さくなっています。墓前には家臣より奉納された石燈籠が並び、簡素ながら大名墓所としての風格を備えています。なお初代田政・三代政武・五代政容・七代通政の墓所は深川の本誓寺にあり、米津寺と交互に葬られており、近世の葬制を研究するうえで大変興味深い事例と思われます。しかし惜しくも本誓寺では墓所が震災・戦災を受け改葬されて失われています。

－ 米津家墓所に眠る人々 －

- | | | |
|----|--|----------------|
| 1 | 米津田盛（二代） | (1684) |
| 2 | 米津政矩（四代） | (1703) |
| 3 | 米津政崇（六代） | (1784) |
| 4 | 米津政懿（八代） | (1853) |
| 5 | 米津政美 | (1768) |
| 6 | 米津田盛正室 永井信濃守尚政娘 | (1671) [宝篋印塔] |
| 7 | 米津政容子（早世） | (1712) |
| 8 | 米津政武正室 植村土佐守忠朝娘の33回忌及び
政武娘 大久保長門守教寛妻の供養の為の像 | (1702) [地蔵菩薩像] |
| 9 | 不明 | (1676) [宝篋印塔] |
| 10 | 米津政容娘（早世） | (1742) |
| 11 | 不明 | (1681) |

米津家墓所配置図





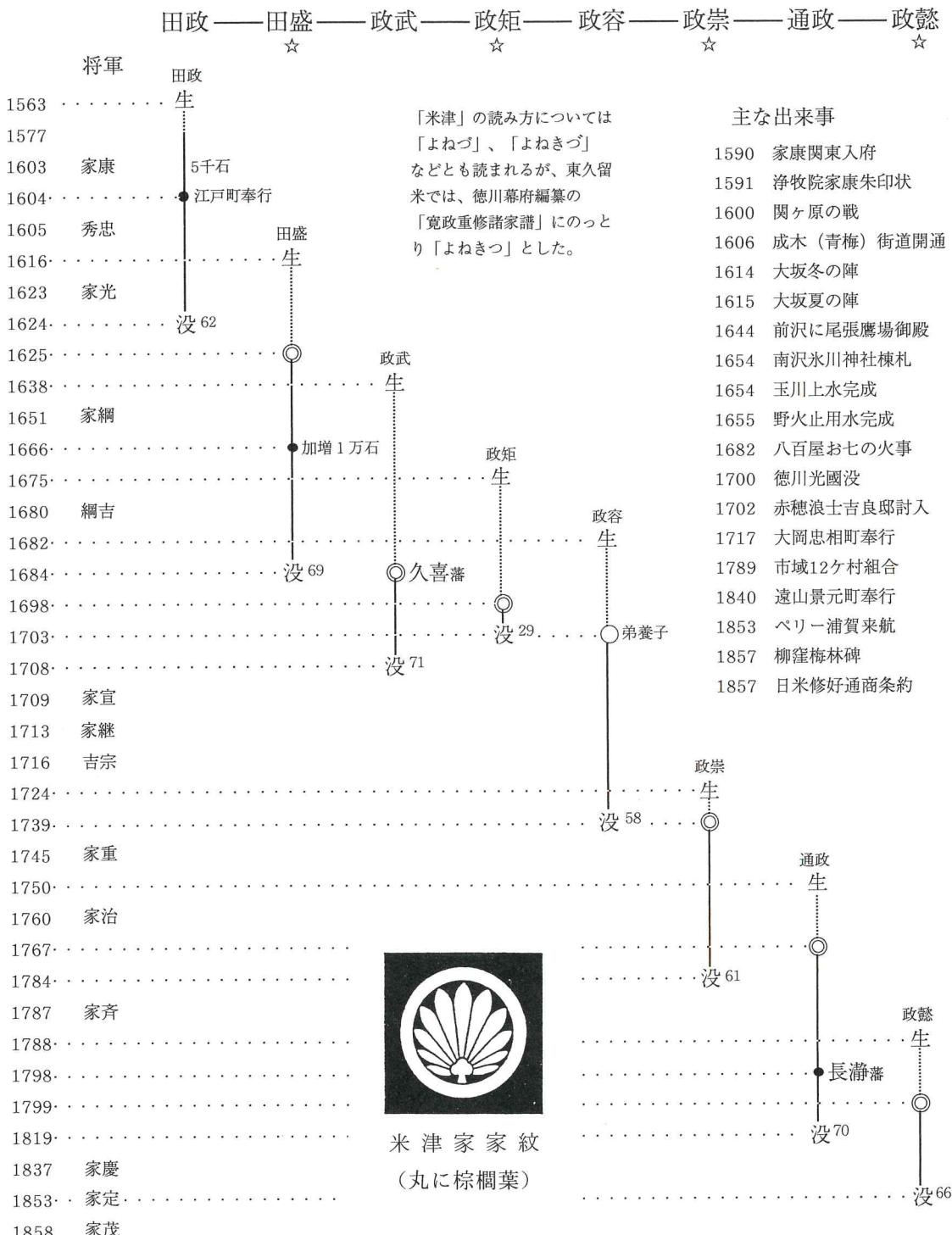
▲ 米津家墓所

米津家と東久留米

米津家と東久留米の関係は、門前村と神山村の一部と前沢村が米津家の知行地となったことから始まったと思われます。その時期は定かではありませんが、『新編武蔵国風土記稿』や、正保・慶安期(1644～51)成立の『武蔵田園簿』などから、初代米津田政の時代と考えられます。当時、東久留米市域は門前村・神山村・落合村・小山村・前沢村・南沢村・下里村の七村からなり、米津家のほか小野家、矢部家、蜂屋家、田中家、神谷家ら旗本が治める知行地と、浄牧院の寺領および幕府の直轄領となっていました。

また米津家は江戸時代初期、一時期ながらこの東久留米に陣屋を構えていた形跡もあります。『新編武蔵国風土記稿』門前村の欄には、「殿屋舗 村の中程にあり、相傳ふ御入国の後米津勘兵衛某に此地を賜りし頃、しばらく土著せしにより、」との記述が見られ、現在でも米津家の陣屋跡と伝えられる、「殿山」と呼ばれる場所があります。

その後、二代田盛の代になって菩提寺を建立するに至り、東久留米市域との関係が深められますが、なぜ各地に散在する知行地のなかから、東久留米の地を選んだかは不明です。しかしいずれにしても、米津家にとって東久留米が重要な意味があったことは確かだと思われます。教育委員会ではこれらの課題について今後研究を進め、『くるめの文化財』誌上にてご紹介していきたいと思います。



米津田政より八代までの家督相続のようす

〈編集・発行〉

東久留米市教育委員会社会教育課

〒203 東久留米市幸町3-11-10

電話 73-5111 内線343